

1. 政策及び 15 年度重点施策等

政 策	金融行政の透明性の向上に向けた情報発信
15 年度 重点施策	検査マニュアル、事務ガイドラインの公表、金融行政の広報の充実

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関の企業活動が活発に行われていること
重点目標	自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること

3. 政策の内容

(検査マニュアルについて)

検査マニュアルの策定・改訂等を行った際には、金融庁のホームページ上に公表を行います。

(事務ガイドラインについて)

法令改正や制度・慣行の変更等を受けて、行政の統一的な運営を図るための法令解釈や部内手続、業務の健全性に関する着眼点等について、事務ガイドラインの整備、見直しを行った際には、金融庁のホームページ上に公表を行います。

(その他)

法令適用事前確認手続（以下、「ノーアクションレター制度」という。）に基づく照会に迅速・的確に対応するとともに、行政指導等を行う際の留意点等の明確化等に取り組むことにより、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を確立します。

4. 平成 15 事務年度における事務運営についての評価

(検査マニュアルについて)

当庁からのアンケートやホームページ等を通じて行ったパブリックコメントといった情報発信等を通じて広くご意見等を募集した結果、より一層中小・零細企業の実態に即したマニュアル別冊の改訂が可能となりました。

また、別冊改訂案に対するパブリックコメントにおいて、日本商工会議所等の 5 団体から中小企業の実態に即した内容となっている等の評価が寄せられており、さらに、改訂後においては、検査モニターを通じ、金融機関からマニュアル改訂に係る公表等を評価する意見が、合計 29 件届いています。

このように、金融検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものでありますが、これらの公表により、財務局を含めた金融行政全体の透明性の向上のみならず、金融機関やその借り手の金融検査に対する正しい認識を深め、金融機関等の自己責任に基づく経営を促すことに資するものと考えます。

(事務ガイドラインについて)

事務ガイドラインや監督指針は、行政の統一的な運営を図るための法令解釈や部内手続、業務の健全性に関する着眼点等を定めたものですが、改正等の都度公表を行うことにより、財務局を含めた金融行政全体の透明性の向上のみならず、金融機関等の自己責任に基づく経営を促すことに資するものと考えます。

(その他)

法令適用事前確認細則に則り、照会に対する的確な回答並びに迅速な照会内容及び回答内容の公表に努めた結果、平成 15 事務年度における回答実績が前事務年度より 5 件増加し、照会者のみならず、広く一般にも法令抵触の予見可能性が高まったと考えます。また、法令適用事前確認細則の改正により、照会者の利便性が向上したものと考えます。

一方、行政指導等を行う際の留意点等を監督指針や事務ガイドラインに明記したことにより、行政指導等のあり方に関する職員の自覚は一層高まるものと期待され、財務局も含めた金融行政全体として一層透明・公正な行政の推進に資するものと考えます。

5 . 今後の課題

(検査マニュアルについて)

マニュアル別冊については、引き続き周知を図っていく必要があります。また、今後とも、検査マニュアルの策定・改訂に当たっては、適切に情報発信していく必要があると考えます。

(事務ガイドラインについて)

事務ガイドラインの改正等を行った場合には、引き続き、速やかにその趣旨、内容を公表することによって、行政の透明性を確保する必要があります。

(その他)

ノーアクションレター制度については、今後、更に金融分野における新商品・サービスの創出が活発に行われることが予想され、照会に対して引き続き適切に対応していく必要があります。

6．当該施策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

金融行政の透明性の向上というのは、重点目標や基本目標といった、ひとつ上のランクのコンセプトではないかとの意見もありました。